

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国においては、国際社会の取組とも連動しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。

1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、翌2000年(平成12年)には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定し、その後も関係法令の整備等を進めてきています。

2001年(平成13年)施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)は2023年(令和5年)に改正が行われ、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DV被害についても保護命令の対象となるほか、保護命令期間の延長や命令違反への厳罰化等、保護と防止の強化が図られました。

2015年(平成27年)には、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が制定され、女性活躍を促すために企業が行うべき事業主行動計画の策定が義務付けられました。また、2025年(令和7年)には、当初同年度末までであった期限が2036年(令和18年)度末まで延長されることとなりました。

2018年(平成30年)には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることをめざして行われること等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。また、同年6月には、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保などの措置を講ずることを定めた「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定されました。

2022年(令和4年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が制定(2024年(令和6年)施行)され、女性が日常生活や社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面する課題への支援が法制化されました。

こうした国レベルでの取組に合わせ、地方自治体においてもそれぞれ取組が進められています。

しかしながら、わが国における固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っており、また、今後の社会の高齢化や人口減少の本格化といった状況の変化やそれに伴う課題に対応していく上でも、さらなる取組の強化が必要とされています。

そのため、本市においては、後述する国や高知県の動向も踏まえた男女共同参画社会の実現に向けた取組を引き続き推進するため、現行の「高知市男女共同参画推進プラン2021」を改定し、「高知市男女共同参画推進プラン2026」(以下「プラン2026」という。)を策定します。

2 国や高知県の動向

国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき策定される「第6次男女共同参画基本計画」において、その基本的な方針が次のとおり示されています。

<基本的な方針>

1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

2 社会情勢の現状、予想される環境変化

(1) 社会構造の動向・変化

- ① 人口減少、世帯構成の変化等
- ② 就業・生活の在り方
- ③ ビジネス・地域経営の動向・変化

(2) 意識・価値観の動向・変化

(3) テクノロジーの急速な進展・進化

- (4) 安全・安心に影響を与える様々な要因
- (5) 国際的な潮流

3 6次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- ・ 女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画の取組を進めるといふ考えの下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組む。
- ・ ジェンダー主流化を推進し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会など全てのステークホルダーが連携して一層の取組を進めていく必要がある。

高知県においても、「男女共同参画社会基本法」「高知県男女共同参画社会づくり条例」に基づく、「こうち男女共同参画プラン」を、平成13年の策定以降、5年毎に改定しています。

2026年度(令和8年度)から5か年を計画期間とする「こうち男女共同参画プラン」(2026~2030)では、取組の柱に新たに「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」を追加し、取組の方向にも新たに「共働き・共育て」の県民運動の推進と意識改革、ハラスメント防止対策の促進を追加するほか、困難な問題を抱える女性およびDV被害者支援計画を一体的に策定することとしています。

3 高知市の現状

(1) 取組成果の状況 ～市民意識調査～

国の取組に合わせ、本市においても2000年(平成12年)に「高知市男女共同参画プラン」を策定し、2005年(平成17年)には、「男女がともに輝く高知市男女共同参画条例」(以下「条例」という。)を制定しました。その後も、5年毎のプランの改定を行いながら、取組を進めています。

しかしながら、これまでの取組の成果は十分なものとは言えず、令和6年度に実施した「男女共同参画に関する市民の意識調査」の結果をみても、依然として固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度が根強く残っていることが伺えます。

高知市男女共同参画に関する市民の意識調査結果の概要(後頁に参考添付)

(2) 今後の課題

2011高知市総合計画(後期基本計画)には、「男女が互いの人権を尊重し、性別にかかわらず対等な構成員として社会のさまざまな活動に参画し、その個性と能力を十分に発揮している」まちが理想の姿として描かれています。

一方、全国的に進行する高齢化、少子化による人口減少といった社会状況の変化とともに、地方においては若者や女性が地方を離れる動きが加速しています。こういった課題に対応し、地域が持続的に発展していくためには、互いの多様性を尊重し合い、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮し、生きがいを感じられることが極めて重要になってきています。また、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされ、2024年(令和6年)4月に「困難女性支援法」が施行されており、そうした観点からも、「男女共同参画」を進めていく必要があります。

また、2015年(平成27年)9月に、国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、その前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことを謳(うた)い、さらにSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の17のゴール(目標)の一つに「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げています。ジェンダー平等は、アジェンダの実施にあたり、死活的に重要なものと位置付けられており、本市がめざす都市像とも密接に関連しています。

本市において男女共同参画に係る取組を推進することは、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、国連の持続可能な開発目標(SDGs)における「ジェンダー平等の達成」を含む関連目標の実現にも資するものです。

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざす将来像

「プラン2026」でめざす将来像は「誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会の実現」とします。

これは「誰もが社会の対等な一員として互いに尊重し合いながら、ともに社会に参画し、喜びも責任も分かち合う社会、ひいては市民の誰もが真に豊かで幸福な人生を送ることができる社会の実現」をめざすものです。

これまでの男女共同参画社会の実現を早期に達成できるよう取組を強化するとともに、さらなる一歩として多様な性の存在を認め、一人ひとりの多様な生き方や考え方を認め合い、誰一人取り残さない社会の実現に向けて取組を進めていきます。

なお、この目標は、SDGs が掲げる目標とも軌を一にするものです。

2 基本理念

「プラン2026」は、条例第11条に定める男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な推進計画として、条例第3条に定める7つの基本理念に基づき推進していきます。

3 「プラン2026」の計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) この計画は、条例に基づき設置した「高知市男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」という。）の意見等を取入れ、男女共同参画社会の実現に向けた課題を整理し、市、市民、事業者及び市民団体等の職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野における目標や指針となることをめざします。
- (3) この計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」や県の「こうち男女共同参画プラン」など、国や県の動向を勘案して策定・推進します。
- (4) この計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (5) この計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (6) この計画の一部は、「困難女性支援法」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。

4 計画の期間

「プラン2026」の計画期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和13年度）までの5年間とします。なお、計画の内容については社会情勢の変化や計画の進捗状況、国や県の動向等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

第3章 計画の内容

基本目標1 多様性を認め合い、性別に関わらず尊重され参画できる社会をつくりましょう

修正

<現状と課題>

「誰もが自分らしく生きられるジェンダー平等社会」の実現のためには、一人ひとりが性別などにかかわらず互いに人権を尊重するという認識を持って、男女共同参画や性的指向・性自認の多様性への理解を深め、多様性を尊重することが重要です。

男女共同参画について、本市では、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、一人ひとりの個性や多様性を認め、それぞれの意思に基づく参画の機会が保障される社会の実現のために、男女共同参画の広報・啓発や、政策・方針決定過程における女性の参画拡大の取組を実施してきました。

しかしながら、市の意識調査によると、社会全体において男女が「平等である」と回答した人の割合は、男性が24.0%、女性が9.8%、全体でも15.6%にとどまっており、依然として平等ではないと感じている人が多く、かつ、男性に比べ女性の「不平等感」が大きいのが現状です。

場面毎にしてみると、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「地域活動の場」においては、「平等」の回答が最も多くなっているものの、「政治の場」、「法律や制度」、「慣習やしきたり」、「社会全体」においては、「男性の方が優遇されている」と感じる人が多くなっています。「政治の場」や「慣習やしきたり」等において、男女共同参画が進まない背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があり、その影響による価値観や慣習が、社会生活において、自らの意思に基づき生きることを難しくしている状況があると考えられます。

また、こうした状況は、若者や女性が地方を離れる動きが加速している要因の一つとされており、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、固定的な性別役割分担意識の解消を進めていく必要があります。

性的指向・性自認について、本市では、2020年(令和2年)11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言」を行い、多様な性の尊重について、パートナーシップ登録制度等の取組を行ってきました。

今後、より一層、男女共同参画や多様な性の尊重についての理解促進とともに、さまざまな分野における女性の参画拡大を進めていく必要があります。

●啓発

本市では、「高知市男女参画の日」(8月1日)や「プライド月間」(6月)にあわせ、関係機関と積極的に連携しながら広報・啓発活動を進めてきました。今後も、学習機会の拡充や様々なツールの活用等により、「ジェンダー平等」の意義と重要性や「多様な性のあり方」について知る機会を提供していくことが必要です。

さらに、「多様な性の尊重」については、働く場での理解促進も重要であるため、企業への周知啓発にも取り組んでいく必要があります。

●教育

教育・学習の果たす役割は大きく、次代を担う子どもたちが、男女共同参画の重要性を正しく理解し、実践できる大人に育っていくよう、長期的な視点に立って、社会全体で教育・啓発に努めていくことが必要です。

また、「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、性別による固定的な役割分担意識によらず、一人ひとりが主体的に生き方を選択する能力を養うためには、その発達段階に応じた男女平等教育が適切に実施されることも重要です。

子どもたちが、性について正しく理解し、多様な性のあり方を尊重することができるよう、包括的な性教育及び啓発の推進、相談体制の整備、教職員・保育士等への研修等を充実させていくことが求められています。

●政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市の意識調査結果によると、意思決定の場に女性が参画することについて、男女ともに9割以上の人が「必要」または「どちらかと言えば必要」と回答しています。しかしながら、政策・方針決定過程で重要な役割を持つ審議会等において、女性委員の占める割合が31.8%に留まっています。

少子高齢化・人口減少の進展、価値観の多様化が進む中で、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、多様性が尊重される社会の実現のために不可欠で、誰もが暮らしやすい社会の実現につながるものであり、極めて重要です。

そのために、政治の場を含めたさまざまな分野での女性リーダーの育成や、政策・方針決定過程へ女性が参画を進めるとともに、その重要性・意義を含めて広く情報提供・啓発活動を行うことが求められています。

●地域活動・防災分野における女性の参画の促進

市民と行政が協働して地域の課題を解決し、安全・安心で住みやすい地域を築いていくためには、誰もが主体的に地域づくりに参画できる環境が必要です。

地域のコミュニティでは、町内会・PTA・ボランティア活動などを通じて、多くの女性が活動しているにもかかわらず、会長職をはじめとした役職の多くは男性が占めている状況にあります。女性リーダーの存在は、意思決定の場における多様性が確保されることや、他の女性にとってのロールモデルとなり、多様な住民の地域活動への参画にもつながります。これからは、そうした地域活動の場面においても、リーダーとしての女性の参画・活躍の後押しをするための取組が必要です。

防災の面では、能登半島地震等を踏まえ、今後の災害対応に男女共同参画の視点を導入するため、防災だけでなく復興に関する意思決定の場への女性の参画や避難所における男女共同参画の取組等が求められています。

また、非常時においては、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性の家事・育児・介護等の負担の増大やDV等の被害深刻化が懸念されることから、平常時から男女によるニーズの違いに配慮した取組を進めることも求められます。

<取組の方向性>

(ア) 多様な性の尊重

- ① 市民に向けて SOGI についての広報・啓発を行います。
- ② 児童生徒が「多様な性の尊重」について学ぶことのできる機会を提供します。
- ③ 企業における「多様な性の尊重」の理解促進に努めます。

(イ) 固定的な性別役割分担意識の解消

- ① 市民に向けてジェンダー平等についての広報・啓発を行います。
- ② 児童生徒の発達段階に応じた男女平等、男女共同参画についての教育を行います。
- ③ 家庭・職場・学校・地域で、ジェンダー平等の学習会・研修会等を実施します。
- ④ 市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する実態把握を行います。
- ⑤ ソーレ等と連携し、積極的な情報提供、啓発活動を実施します。

(ウ) 政策・方針決定過程における女性の参画拡大

- ① 積極的に女性の登用を促すよう、庁内外に働きかけをしていきます。
- ② ソーレ等と連携し、女性リーダー養成にむけた講座・研修会を実施します。

(エ) 地域活動・防災分野における女性の参画の促進

- ① 男女を問わず、幅広い世代の市民の参画により、地域活動等の活性化を支援します。
- ② ソーレ等と連携し、地域活動や防災活動に関する女性リーダーを育成するための講座等を開催します。
- ③ 女性の視点による防災・復興の取組を推進します。

<指標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
社会全体で男女の地位が「平等」と回答した人の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査において「社会全体」の項目で「男女の地位が平等になっている」と回答した市民の割合	R6 15.6%	25.0%
「SOGI(性的指向・性自認)」の認知度	市民の意識調査において「SOGI(性的指向・性自認)」を「よく知っている」「ある程度は知っている」と回答した市民の割合	R5 19.3%	29.0%
市の審議会等で女性委員がいない審議会数	女性委員がいない審議会等の数	R6 12 会	0会

<現状と課題>

誰もがあらゆる場で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できるジェンダー平等社会の実現のためには、一人ひとりのライフステージに応じた多様な働き方や社会参画のあり方が選択できる環境を整備することが重要です。

そういった環境の整備のためには、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、生涯にわたる男女の健康の包括的支援により、多様な幸せ(well-being)を高める取組が必要であり、若者や女性が地方を離れる動きが加速化する中、若者や女性に選ばれる地域づくりという観点からも、こういった取組の必要性が高まっています。

●女性活躍の推進

望ましい女性の働き方について、市の意識調査でみると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい」が63.4%と最も多くなっています。

「女性活躍推進法」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」等の改正等、働く場に関する法や制度の整備は進んでいるものの、男女の賃金格差や、ハラスメント等は、依然として存在しています。

男女の待遇の均等が達成されるよう、企業の理解と協力を得ながら、雇用環境改善、女性の能力開発やキャリア形成支援の取組を引き続き推進していく必要があります。また、一旦離職した方のための再就職や、女性の経済的自立を後押しする取組も求められています。

●仕事と家庭の調和

家庭における役割分担について、市の意識調査でみると、45.1%が「共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行うのが理想」と回答しています。一方で、実際は、いずれの家庭の役割についても、「主に女性」との回答割合が高くなっています。

本市は、全国と比較し、結婚・出産後も働き続ける女性が多く、共働き率が高い傾向があり、女性は仕事をしながら、家庭の負担の多くを担わざるを得ない状況があると考えられます。

こうした状況は、女性のキャリア形成を妨げる要因となっており、育児や介護を理由とした離職にもつながっていることから、育児・介護サービスの充実を図ることで、共働き世帯を支援することが重要です。

育児・家事・介護等への男性の主体的な参加を困難にしている要因の一つとして、女性と比較し、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合が高いことがあげられます。男性の積極的な育児・家事・介護等への参画を促進していくために、ワーク・ライフ・バランス推進について、企業の理解を得ながら、取組を進めることが必要です。

とりわけ、市の男性職員はそのロールモデルとなるよう率先して育児休業等の取得率の向上をめざしていくことが求められています。

●生涯にわたる男女の健康の包括的支援

すべての人が自らの理想とする生き方を選択し、仕事も含め、生きがいのある生活を送るためには、一人ひとりが性や健康に関して正しい知識・情報を持ってそれぞれのライフステージに応じて心身の健康を維持し、向上させていくことができるよう、社会全体で生涯を通じた自己の健康管理の重要性を共有し、健康増進への取組や支援を進めていく必要があります。

そのため、女性については、子宮頸がん・乳がん検診のさらなる受診率向上に向けた取組や、女性の健康にとっての大きな節目である妊娠・出産から安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てにわたる切れ目のない支援体制が求められています。

男性については、市民の主要死因である、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病の予防や、早期発見・早期治療に繋げるためにも、若年成人期から定期的に健診を受けることを習慣づけ、自身の健康状態を把握することが重要です。また、根強い固定的な性別役割分担意識等から孤立のリスクを抱える恐れもあることを踏まえ、包括的な観点から健康の増進を支援する必要性が高まっています。

さらに、性別を問わず、若年期から性や健康に関しての正しい知識・情報を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)を行う取組も求められています。

<取組の方向性>

(ア) 女性活躍の推進

- ① 職業能力の開発のための講座や、再就職のための支援を行います。
- ② ひとり親家庭の相談及び就業による自立を支援します。
- ③ 市の女性職員の職域拡大を推進します。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 男性の家事・育児・介護への参画を促進・支援します。
- ② 市の男性職員の育児休業等の取得率の向上に取り組む等、共働き・共育てを推進します。
- ③ 働きやすい職場環境づくりを支援します。

(ウ) 育児・介護における多様なニーズに対応した支援

- ① 男性も女性も子育てをしながら、仕事との両立を図ることができるよう、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ② 子育て支援体制の充実を図ります。
- ③ 介護をとりまく環境整備を支援します。

修正

(エ) あらゆるライフステージにおける心と体の健康支援

- ① さまざまな世代やライフスタイルに応じた健康づくりのための支援を行います。
- ② 男女ともに健康を保持・増進することができるよう、支援活動を行います。
- ③ こころの健康づくりについて普及・啓発を行います。
- ④ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。
- ⑤ 女性特有のがん検診受診率向上に向けた取組を行います。
- ⑥ 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目ない支援を行います。

<指標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
「性別に関係なく、能力を発揮できている」と感じている市民の割合	市民の意識調査において「性別に関係なく、能力を発揮できる環境になっているか」の質問に「そう思う」「ある程度思う」と回答した市民の割合	R6 29.5%	47.3%
高知市内のえるぼし認定企業数	高知市に所在地がある企業で「えるぼし認定」を受けている企業数	R7 12 社	20 社

指標
削除

基本目標3 DV・性犯罪等暴力がなく、ジェンダーに基づく困難な問題や生きづらさが解消された社会をつく } 修正
りましょう

「DV 防止法」の市町村基本計画

「困難女性支援法」の市町村基本計画

<現状と課題>

DV、児童虐待、性暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどは、いずれも重大な人権侵害であり、すべての市民にとって自らが威厳をもって自らの人生を生きていく上での大きな障害となります。

市の意識調査によると、DV被害の経験がある市民は、前回調査(25.2%)と比較すると減少しているものの、20.9%という状況で、女性が6割以上を占めています。

女性は DV 被害等の他にも、母子家庭の経済的困窮や予期せぬ妊娠等、女性であることにより複合的に困難な問題に直面しやすいという現状があります。

困難な問題を社会課題として捉え、こうした困難な問題を抱える方が、安心して、かつ、自立して暮らせる社会を実現する必要があります。

また、本市は全国と比較して、離婚件数が多いことや、高知県における人口妊娠中絶率が高いという状況です。こうした状況を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する本市における支援体制を強化することは、支援の充実した他自治体への女性の人口流出を防ぐという観点からも重要性が高まっています。

なお、ジェンダー平等の観点からは、女性だけでなく、固定的な性別役割意識等による男性の生きづらさにも留意が必要です。

●啓発・教育

本市では、DV、虐待、性暴力、ハラスメント等をなくすため、日ごろから互いの人権を尊重しあう意識の醸成を図る人権啓発を行ってきました。DV については、外部から発見が難しいことから、潜在化しやすく、被害が深刻化する傾向があります。被害者自身が DV であると気づいていないこともあるため、人権啓発に加え、DV に対する正しい理解の促進と普及啓発が必要です。

DV を生みださないためには、若年層からの予防啓発が重要であり、学校等でいのちを大切にする教育や、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育を推進するとともに、SNS 等に起因する犯罪被害を含む危険や「デートDV」等に関する一層の教育・啓発活動の充実が求められています。

また、若い世代から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、予期せぬ妊娠や性感染症の予防、性暴力において加害者・被害者にならないという視点も含めた包括的な性教育の推進が必要です。

●DV 被害者等への相談・支援

DV 被害を受けながら相談しなかった人の割合は 63.6%と高い水準にあり、DV に関する相談先の周知は十分といえません。特に、DV 被害を相談したと回答した男性の割合は女性の半数程度となっています。

こうした状況を踏まえ、DV 被害等の相談については、性別を問わず被害者となり得ることを十分に認識し、誰もが相談しやすい体制や幅広く、専門性の高い相談にも対応できるような体制を整えるとともに、相談窓口について広く周知する必要があります。

また、事案が起こった場合には、関係機関と連携し、被害者及び同伴者の安全確保を行い、安心して安全な生活を送るために必要な支援が提供できるよう、相談・支援体制を強化していくことが求められています。

●困難な問題を抱える女性への相談・支援

困難な問題を抱える女性は、本人が相談の必要性を認識できていないケースや自ら支援を求めることができないケースも多く、アウトリーチ等により支援対象者を早期に把握し、問題が深刻化する前に相談・支援につなげることが重要です。

相談窓口等においては、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い、本人が意思決定できるよう支援するとともに、本人の意向を可能な限り尊重しながら、関係機関等と連携して、包括的かつ切れ目のない伴走型の支援を行う必要があります。

また、支援対象者が抱えている課題は、各機関の相談状況からも分かるように暴力のみに留まらず、多様化、複合化、複雑化していることから、専門的かつ中長期的な支援が求められています。

<取組の方向性>

(ア) DV・性犯罪等暴力を根絶するための啓発の充実

- ① 人権尊重の意識を高めるよう、関係機関と連携し、予防啓発を行います。
- ② 若年層を対象としたDV防止等の啓発を強化していきます。
- ③ 心身の発育・発達と性に関する教育を行います。(再掲)

(イ) DV・性犯罪等暴力の被害者や困難な問題を抱える女性への支援

- ① 相談窓口の周知を図ります。
- ② 専門の相談支援員を配置する等、相談支援体制を強化していきます。
- ③ 相談支援に従事する職員の知識やスキルの向上を図ります。
- ④ 困難な問題を抱える女性の早期把握のため、支援対象者と接する可能性の高い職員への啓発を行います。
- ⑤ 支援調整会議等により庁内や関係機関との連携を強化し、DV等暴力の被害者や困難な問題を抱える女性が安心して相談、支援を受けられる体制を充実していきます。
- ⑥ 就労や住宅の確保の支援など、自立に向けた支援を実施します。

(ウ) ジェンダーに基づくハラスメントを防止するための啓発の充実

- ① ハラスメントを正しく理解するための広報・啓発を行います。
- ② 相談窓口の周知を含めた相談体制を充実させます。
- ③ 市職員等を対象とした各種ハラスメント研修を実施します。

} 修正

<指標>

指標	指標の説明	実績	目標(R12)
DVについて誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	男女共同参画に関する市民の意識調査において「DVを受けたことがある」と回答し、「誰かに打ち明けたり相談しましたか」との質問に「相談しなかった」と回答した市民の割合	R6 63.6%	30.0%
性暴力や様々な悩み等に関する高知市相談窓口の認知度	男女共同参画に関する市民の意識調査において「性暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口として知っているものはありますか」との質問に「高知市役所」と回答した市民の割合	R6 30.0%	48.0%

(参考添付) 高知市男女共同参画に関する市民の意識調査結果の概要

高知市男女共同参画に関する市民の意識調査 調査概要

- ・調査地域 高知市内全域
- ・調査対象 高知在住の満 18 歳以上の市民 3,000 人
(女性 1,620 人、男性 1,380 人)
- ・抽出方法 住民基本台帳マスターファイルより無作為抽出
- ・抽 出 日 令和 6 年 10 月 23 日
- ・調査方法 郵送及び WEB 調査法
- ・調査期間 令和 6 年 11 月 8 日～令和 6 年 11 月 28 日
- ・有効回収数 872 人 (女性 489 人、男性 366 人、性別無回答 17 人)
- ・有効回収率 29.1% (女性 30.19%、男性 26.52%)
※年齢・性別不明を含めた回収率

<年代別性別回収状況>

年代	女性			男性		
	抽出数	回答数	回答率	抽出数	回答数	回答率
10 代	32	4	12.50%	32	5	15.63%
20 代	151	25	16.56%	157	22	14.01%
30 代	169	47	27.81%	161	33	20.50%
40 代	241	85	35.27%	230	51	22.17%
50 代	270	74	27.41%	250	62	24.80%
60 代	234	95	40.60%	206	81	39.32%
70 代	264	95	35.98%	202	68	33.66%
80 代以上	259	63	24.32%	142	44	30.99%
不明		1			-	
合計	1,620	489	30.19%	1,380	366	26.52%

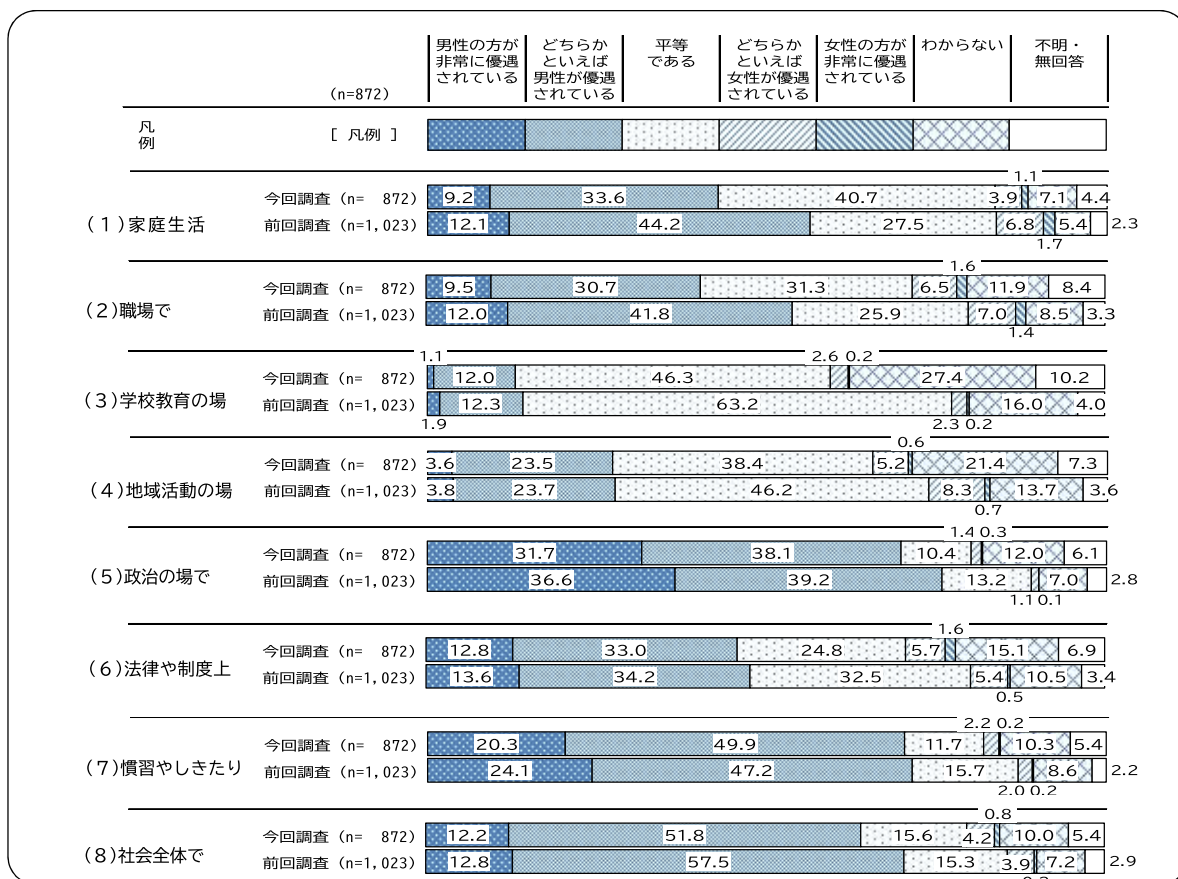
・注意事項

- 図表中の「n」(Number of samples の略)は、設問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比(%)を算出するための基数である。
- 図表中の構成比(%)は、小数点第 2 位以下を四捨五入している。
- 数回答を求めた質問では、回答比率の合計が 100.0%を超えることがある。なお、複数回答を求める質問についての図表上の表記は、以下のとおりである。
「MA%」(Multiple Answer) = 回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
「3LA%」(3 Limited Answer) = 回答選択肢のなかからあてはまるものを 3 つ以内で選択する場合
- 各設問の集計は、無回答を含めて集計している。
- グラフとして示したもののうち、回答数が 0 の場合は表示を省略している。

① 男女平等に関する意識

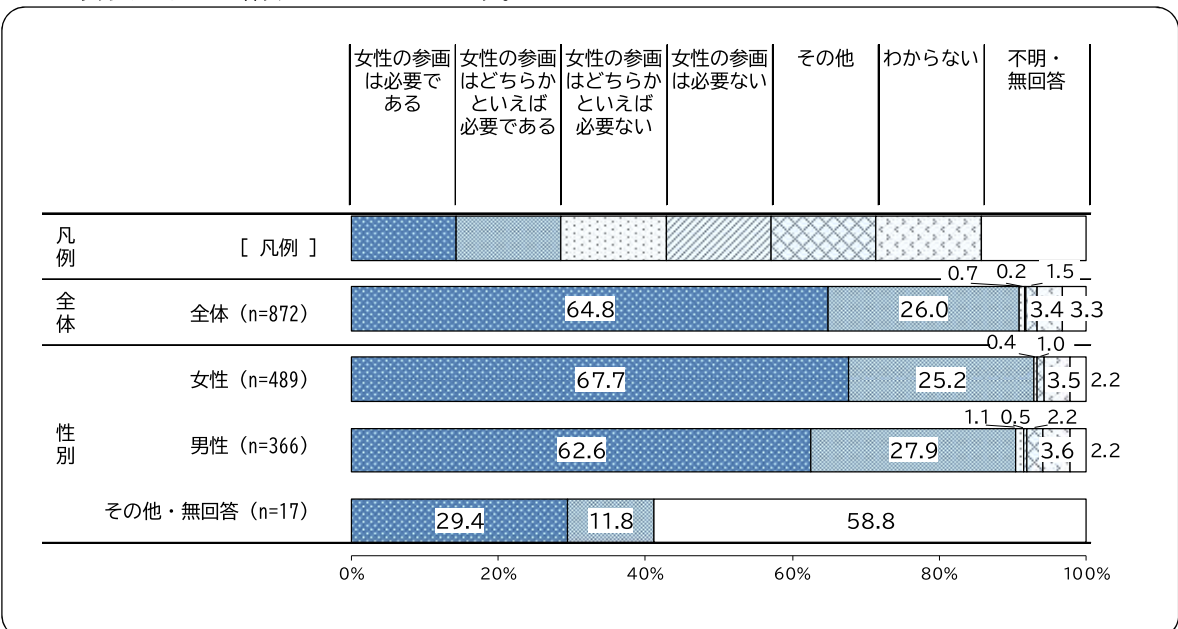
男女の平等感について、全体でみると『学校教育の場』で平等と回答している人が 46.3%で最も高く、次いで『家庭生活』で平等と回答している人が 40.7%で高くなっています。また、『職場』や『地域活動の場』で平等と回答している人の割合も3割以上となっており、身近な場では平等と感じている人の割合が高くなっています。

一方、『政治の場』『慣習やしきたり』『社会全体』では、『男性の方が非常に優遇されている』『どちらかといえば男性の方が優遇されている』を合わせた『男性が優遇されている』が高くなっていて、『社会全体』で平等であると感じる人の割合は前回調査からあまり変化がなく、15.6%となっています。



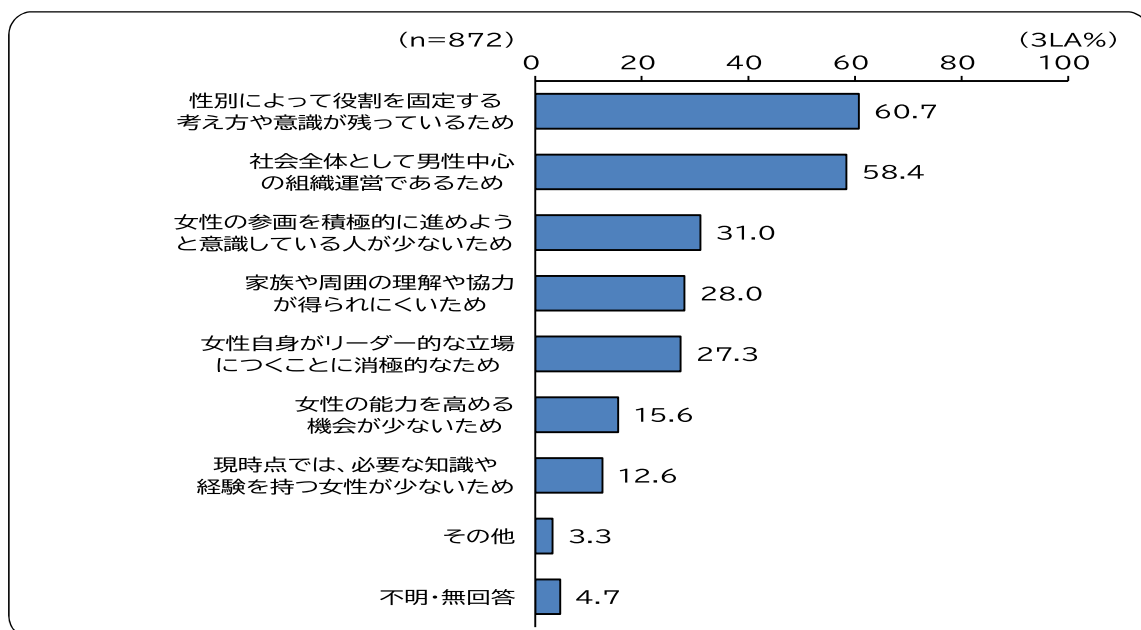
② 意思決定の場に女性が参画することについての考え

『女性の参画は必要である』『女性の参画はどちらかといえば必要である』を合わせた“必要”は男女ともに 9 割以上となっています。



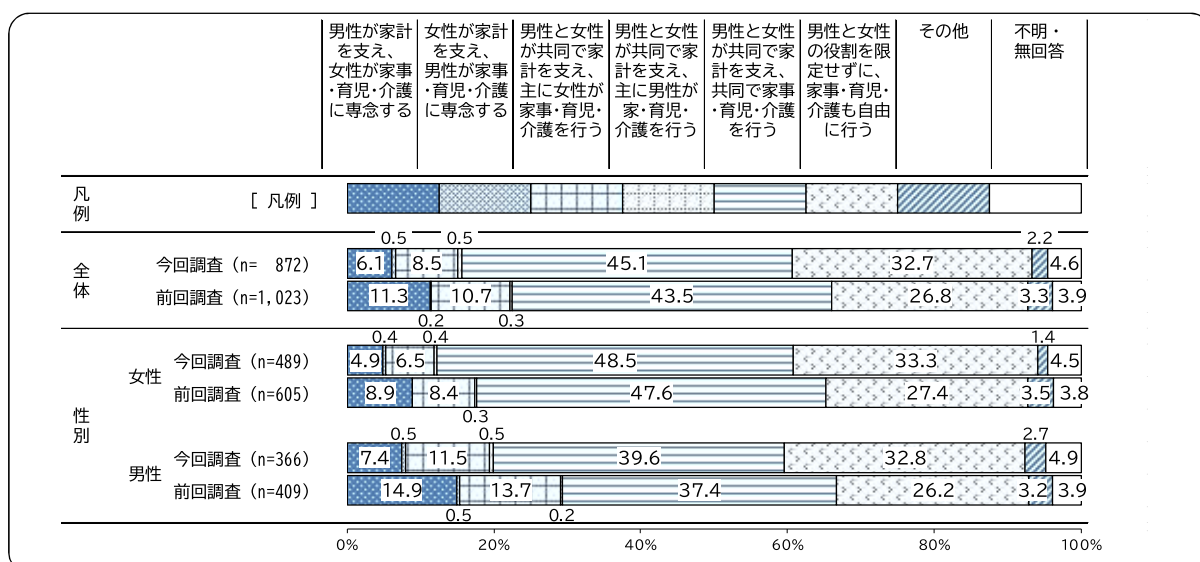
③ 意思決定の場に女性の参画が少ない理由

意思決定の場に女性の参画が少ない理由は『性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているため』との回答が60.7%と最も多くなっています。



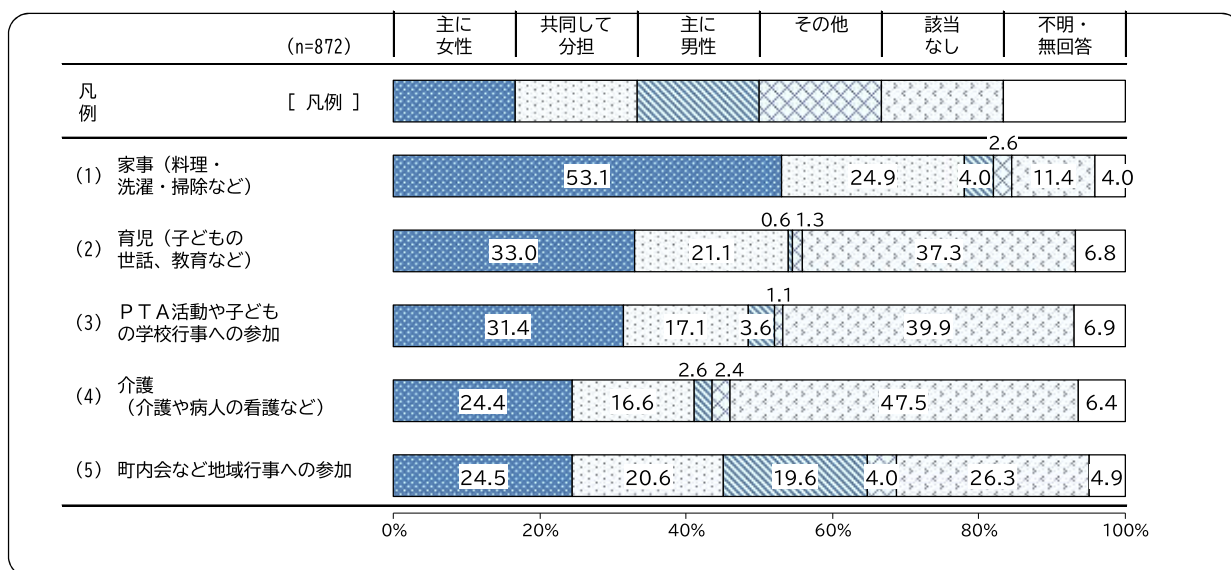
④ 理想とする家庭における男女の役割分担

家庭における男女の役割分担の理想についての回答を性別にみると、男女ともに『男性と女性が共同で家計を支え、共同で家事・育児・介護を行う』が最も多く(女性 48.5%、男 39.6%)、次に『男性と女性の役割を限定せずに家事・育児・介護も自由に行う』が多く(女性 33.3%、男性 32.8%)なっています。いずれの回答も女性の方が男性よりも割合が高くなっていますが、男女の差は、前回調査よりも縮まっています。



⑤ 実際の家庭における役割分担

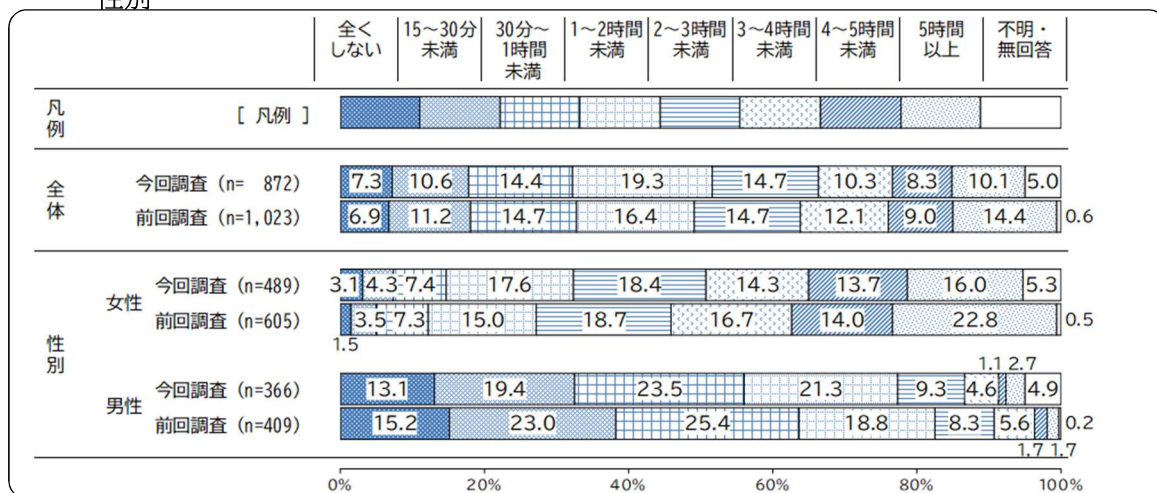
いずれの家庭の役割についても、『主に女性』の割合が多く、中でも『家事(料理・洗濯・掃除など)』が53.1%と最も多くなっています。



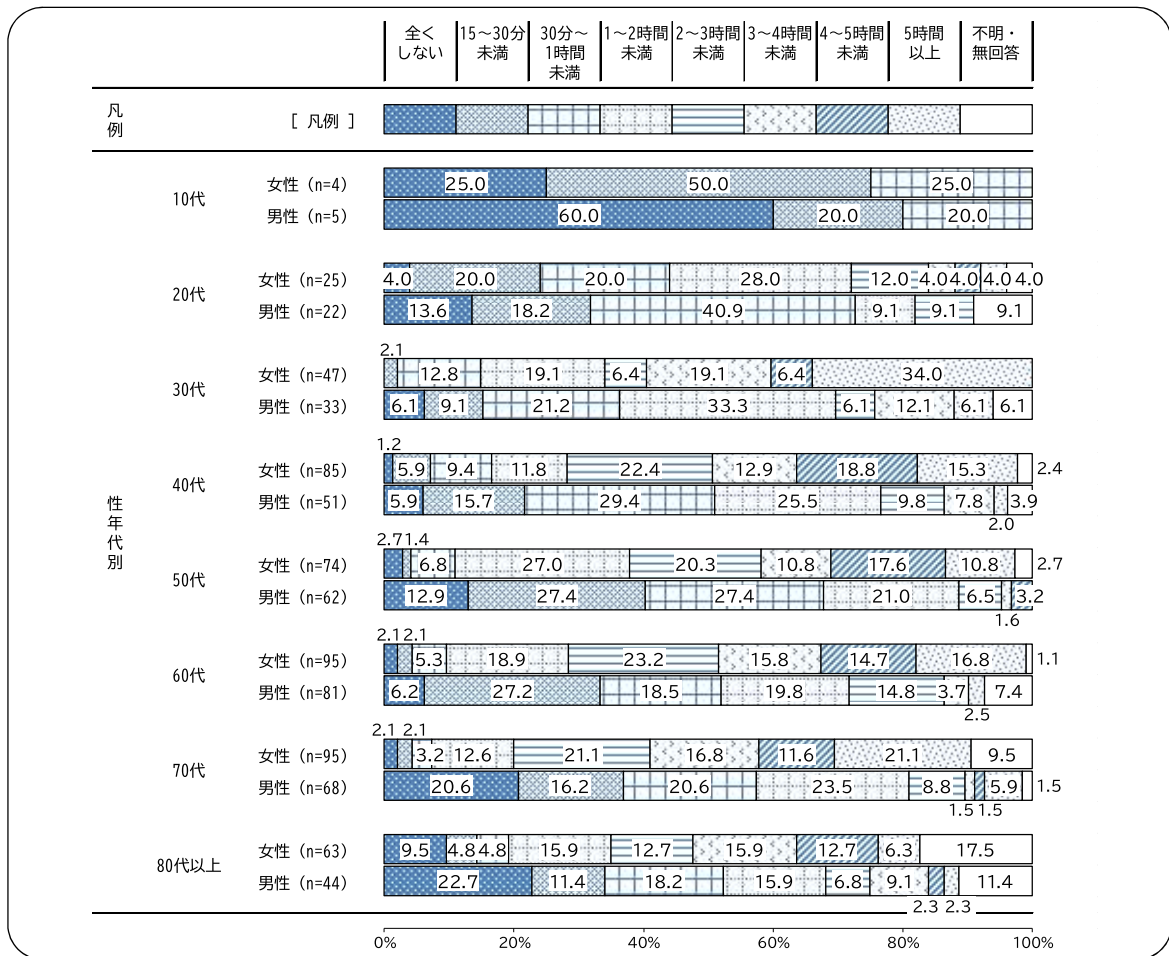
⑥ 1日の家事関連時間

1日の家事、育児、介護などの時間について性別にみると、『2時間以上』の女性が7割以上、『2時間未満』の男性が6割以上だった前回調査と比較するとその差は縮まっていますが、女性は2時間以上が6割以上、男性は2時間未満の合計が5割以上を占めています。また、30代女性や未就学児・小学生のいる家庭の家事関連時間が長い状況となっています。

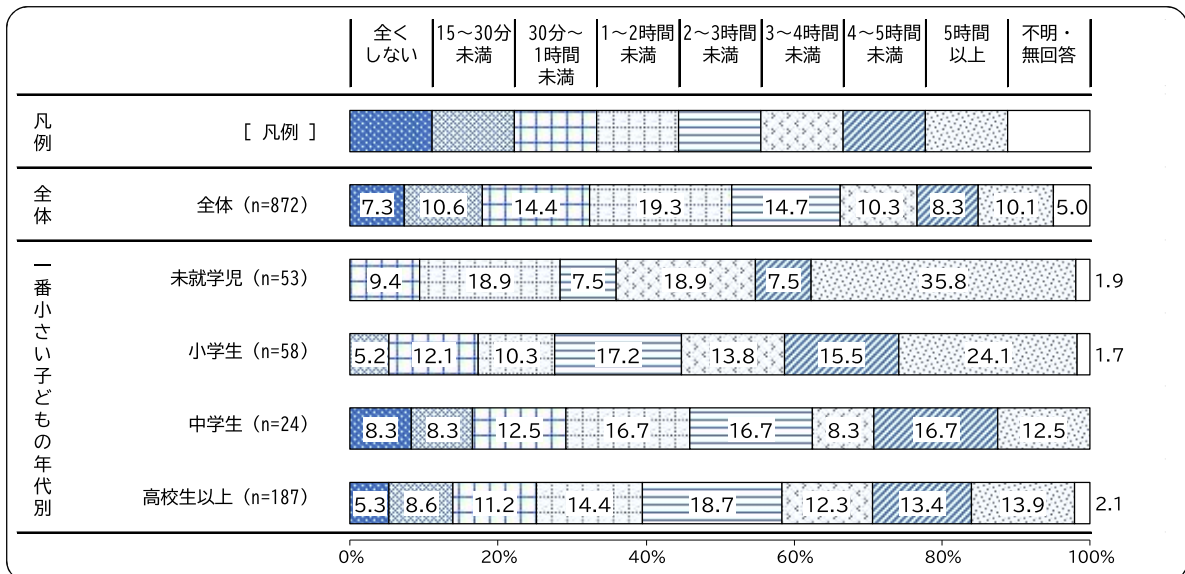
・性別



・ 性年代別

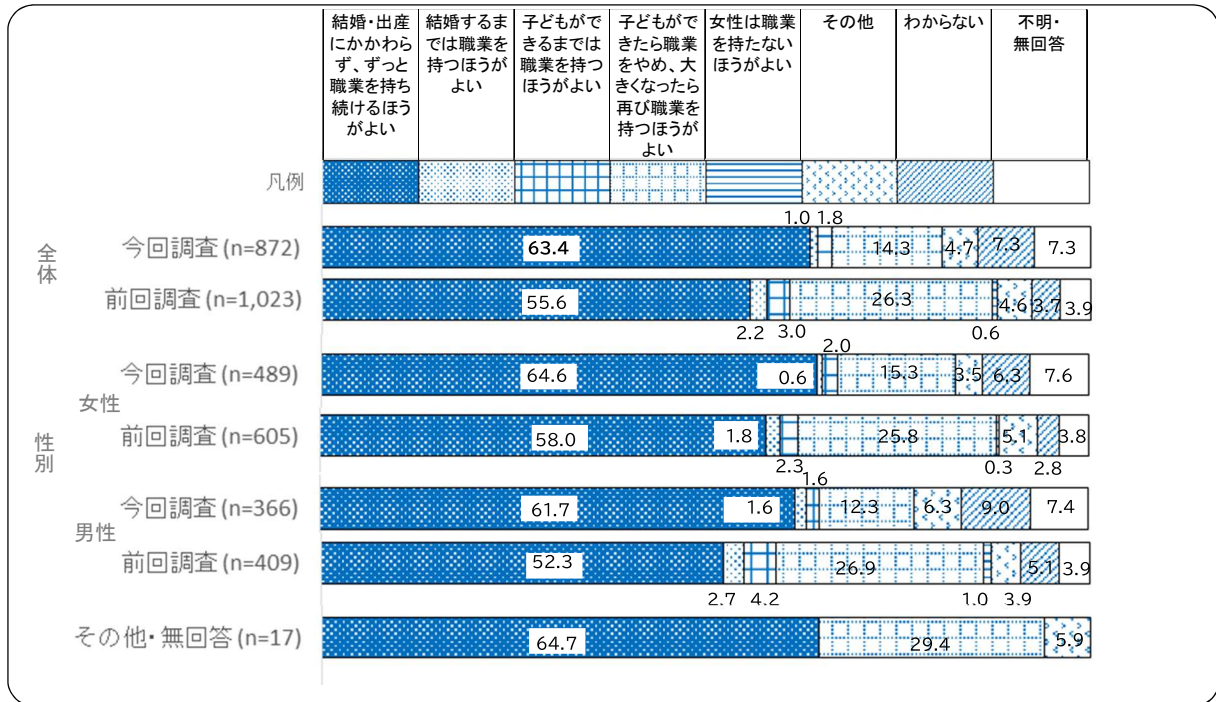


・ 一番小さい子どもの年代別



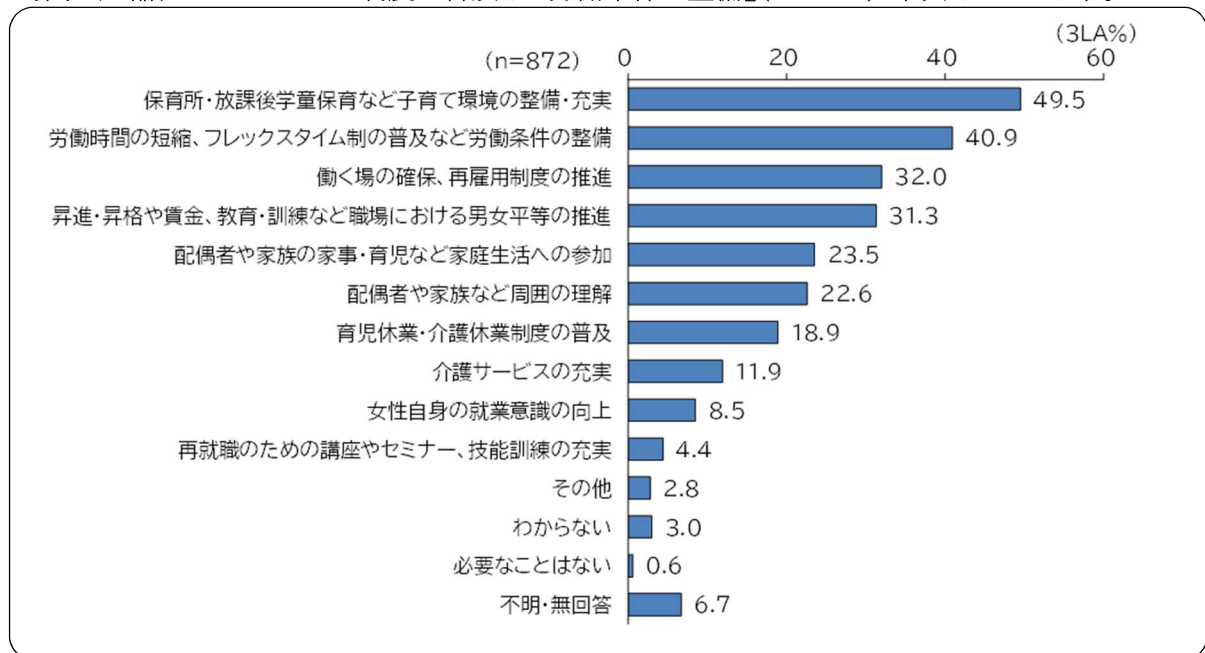
⑦ 望ましい女性の働き方

男女ともに『結婚・出産にかかわらず、ずっと職業を持ち続けるほうがよい』が最も多く(女性 64.6%, 男性 61.7%)になっており、次に多い『子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつほうがよい』(女性 15.3%、男性 12.3%)を大きく上回っています。



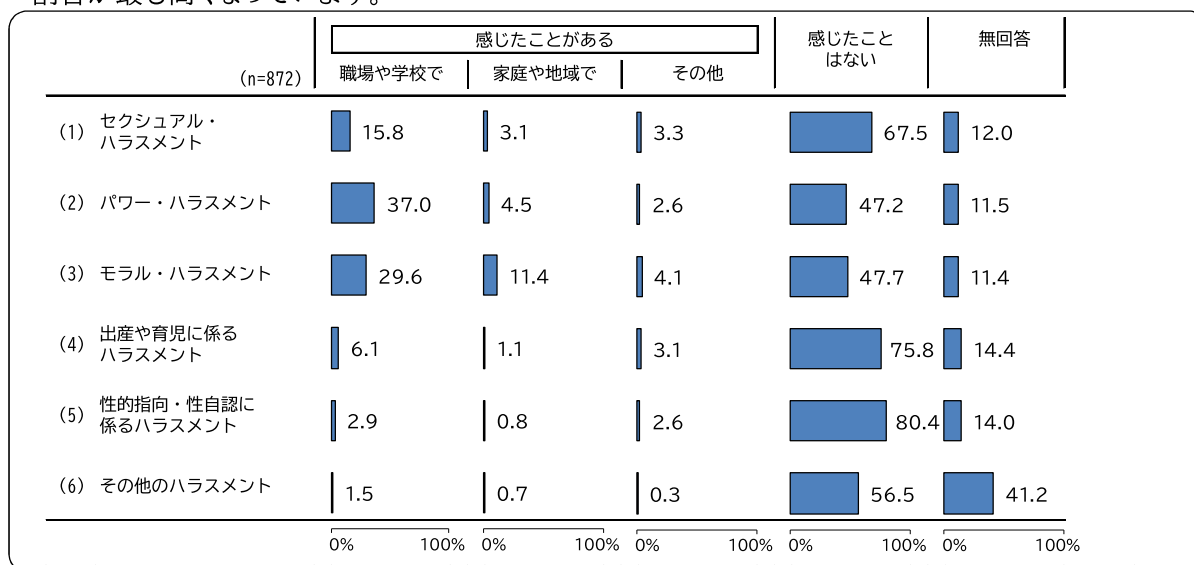
⑧ 女性の就労継続・再就職のために必要だと思うこと

『保育所・放課後学童保育など子育て環境の整備・充実』が 49.5%と最も高く、次いで『労働時間の短縮、フレックスタイム制度の普及など労働条件の整備』(40.9%)と高くなっています。



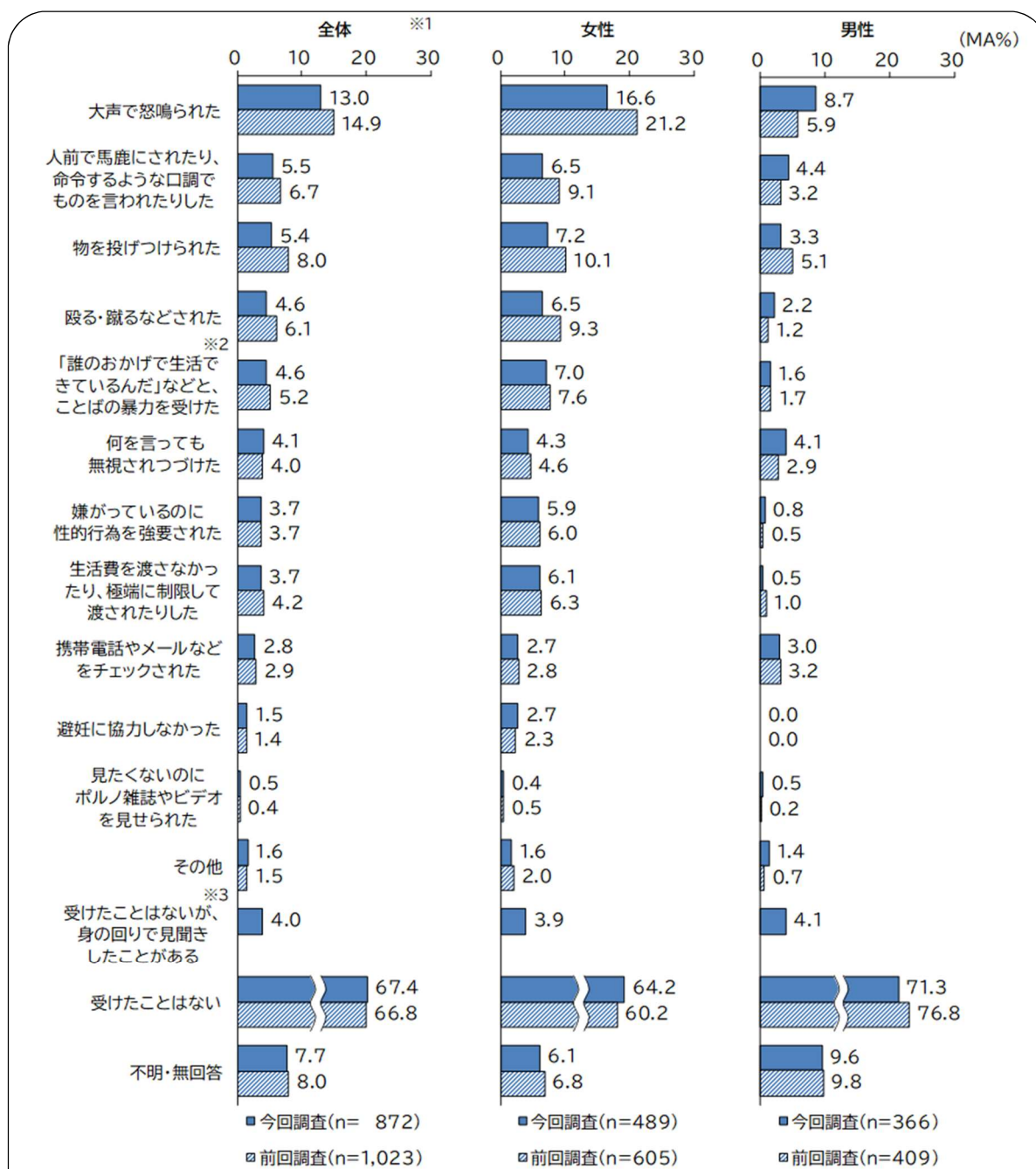
⑨ ハラスメントを受けた経験

パワー・ハラスメントとモラル・ハラスメントを『感じたことがある』は3割を超え、『職場や学校』の割合が最も高くなっています。



⑩ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた経験

DVを受けたことのある人の割合は全体の20.9%※4となっています。配偶者や恋人などのパートナーからされた行為については、男女ともに『大声で怒鳴られた』が最も高く、女性16.6%、男性8.7%となっています。また、前回と比べ『受けたことはない』が女性では6.4%増加している一方、男性は5.5%減少しています。



※1 今回調査の全体、性別集計には10代(9件)が含まれる。

※2 前回調査の選択肢は『誰のおかげで生活できているんだ』『甲斐性なし』などと、ことばの暴力を受けた。

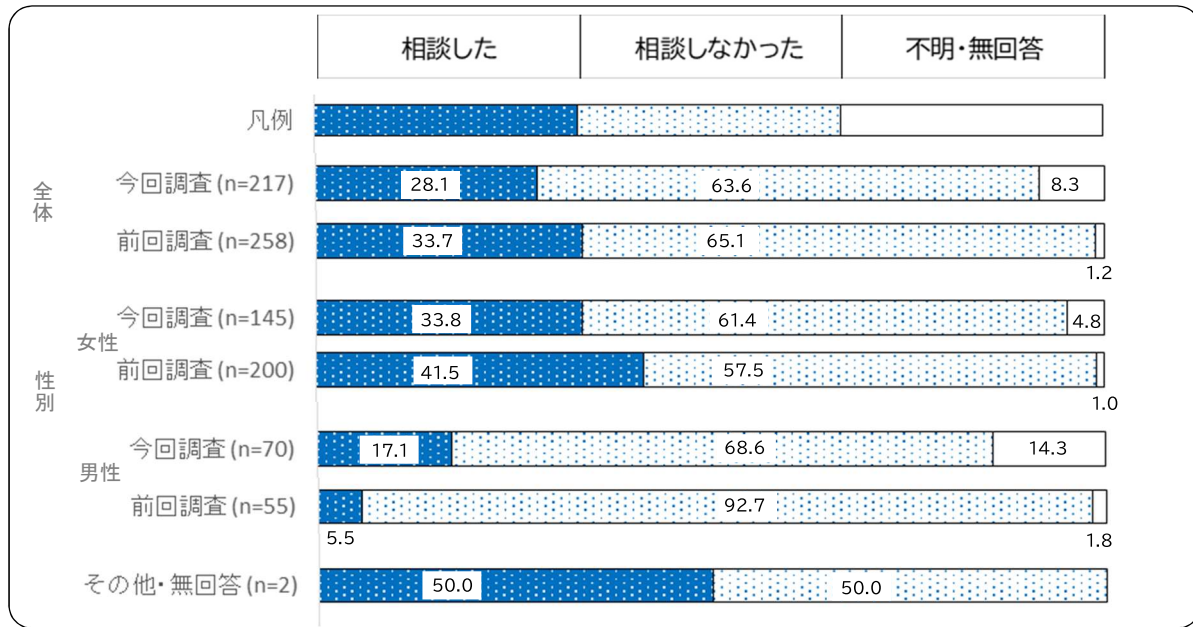
※3 今回調査のみの選択肢。

※4 全体(100%)－受けたことはない(67.4%)－不明・無回答(7.7%)－受けたことはないが、身の回りで見聞きしたことがある(4.0%)で算出。

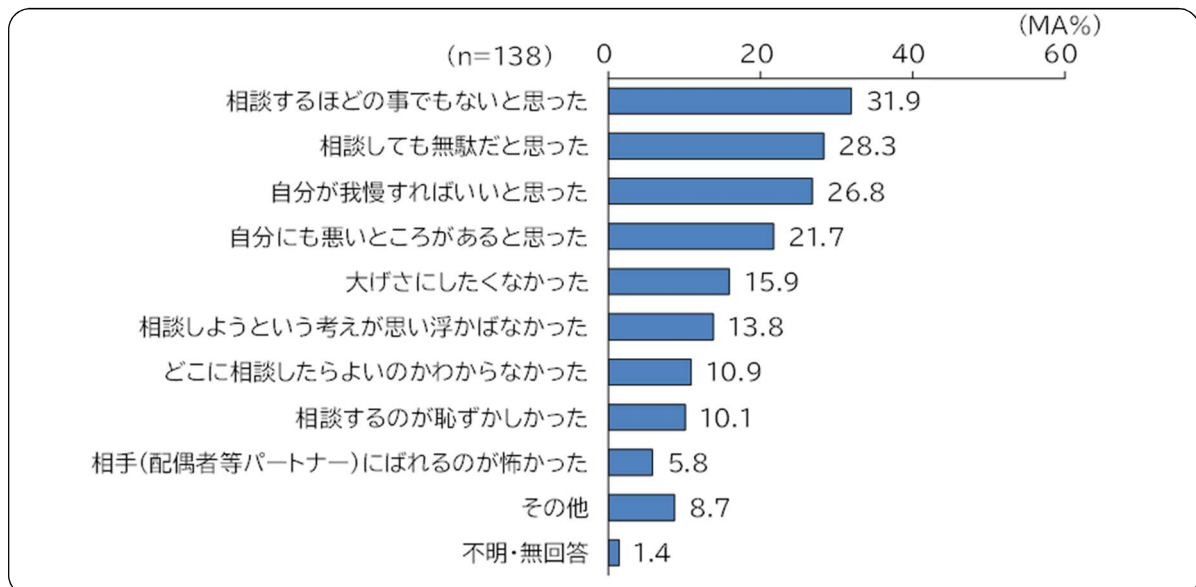
⑪ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際の相談状況・相談しなかった理由

配偶者や恋人などのパートナーからされた行為について相談しなかった人の割合は女性 57.5%、男性 92.7%だった前回調査と比較すると、女性 61.4%、男性 68.6%と、男性の誰にも相談しなかった人の割合が 24 ポイント以上減少しています。また、相談しなかった理由は『相談するほどの事でもないと思った』、『相談しても無駄だと思った』が上位2項目にあげられています。

・ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際の相談状況

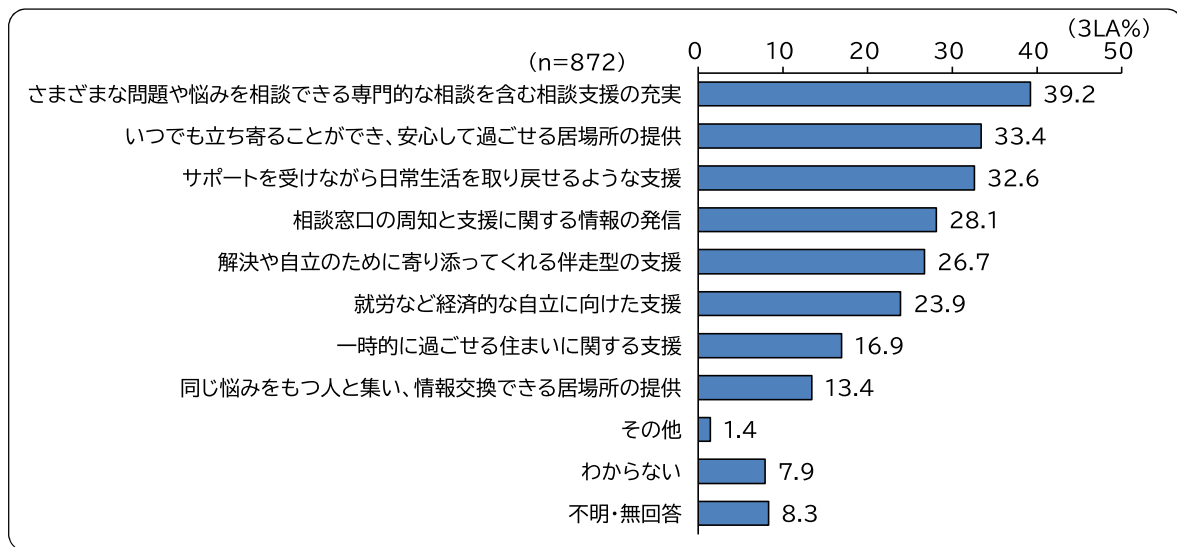


・ 配偶者・恋人などからの暴力を受けた際に相談しなかった理由



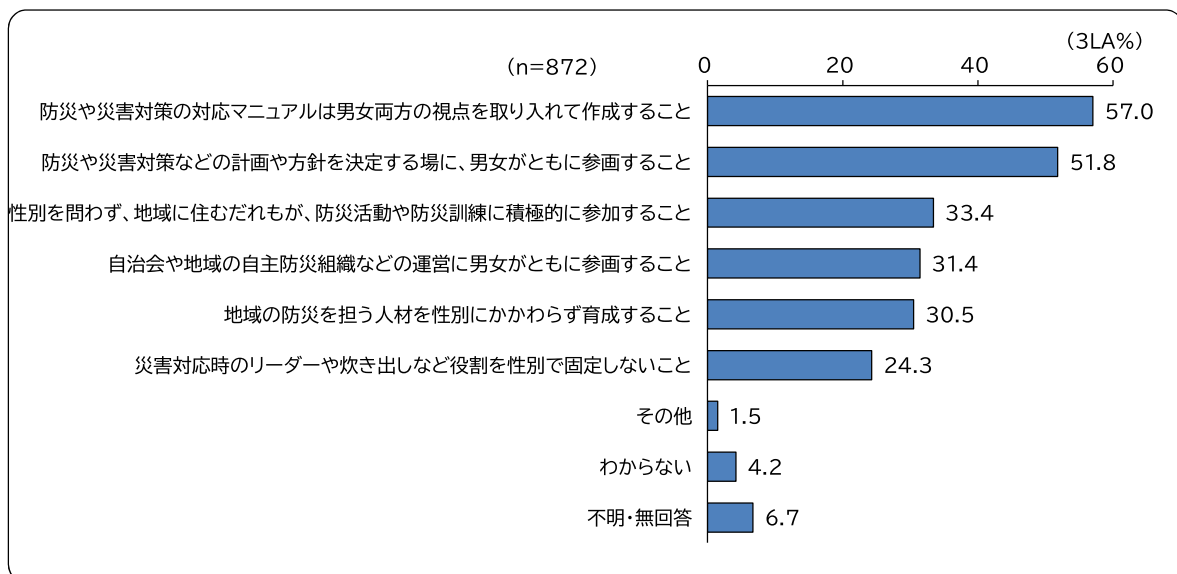
⑫ 性暴力等の解決に向けてあればよいと思う支援

『さまざまな問題や悩みを相談できる専門的な相談支援の充実』、『いつでも立ち寄ることができ、安心して過ごせる居場所の提供』、『サポートを受けながら日常生活を取り戻せるような支援』が3割以上となっています。



⑬ 防災分野における男女共同参画を進めるために必要だと思う取組

防災分野における男女共同参画を進めるために必要だと思う取組は、『防災や災害対策の対応マニュアルは男女両方の視点を取り入れて作成すること』、『防災や災害対策などの計画や方針を決定する場に、男女がともに参画すること』が5割以上となっています。



⑭ 高知市の男女共同参画の取組

今後必要な高知市の取組については、『保育や子育て支援におけるサービスの充実』(67.8%)は『必要』の割合が最も高く、次いで『高齢者に対する介護サービスの充実』が 66.6%と育児・介護サービスの充実が求められています。

また、ここであげた全ての男女共同参画施策について、6割以上が必要(必要+どちらかといえ
ば必要)と回答しています。

